

大谷吉継と敦賀

はじめに

戦国時代の武将大谷吉継について論じようとするとき、何より障害となるのはその関係史料の乏しさである。吉継の動静を記録し、その人物像を伝える史料の多くは、彼が慶長五（一六〇〇）年の「関ヶ原の戦い」で戦死した後に編まれた合戦記や伝記類である。したがって、それらにこめられた後世の人々の吉継に寄せる思いや、武将としての吉継への評価を知ることができる。生きてゐる吉継の姿を捕捉し追跡するための役割をこれらの史料に期待することは困難であつた。

ところが最近こうした状況に変化をもたらすふたつの重要な仕事がなされた。その第一は、三鬼清一郎氏らによる『豊臣秀吉文書目録』（以下、『目録』と略記）編集であり、第二は花々

外岡慎一郎

前盛明氏編になる『大谷吉継のすべて』（以下、『すべて』と略記）の刊行である。⁽¹⁾『目録』は表題通り豊臣秀吉発給文書の編年目録であるが、秀吉の書状に添えられた添状の発給者も注記されているので、秀吉側近としての吉継の動向を知ることができる。また、『すべて』は、これまで謎に包まれていた吉継の生涯のさまざまな場面について、複数の論者が意欲的な見解を表明して、これまでの大谷吉継研究を一新した。

本稿はこれらの研究成果を吸収しながら敦賀城主としての大谷吉継の動きを捉えることを目的としている。『敦賀市史』通史編（上）⁽²⁾などによって、大谷吉継の敦賀城主時代の事跡は概観できるが、十年余にわたった敦賀城主時代を総括し評価する作業は今後の課題としてのこされているといえる。そこで、まず発給文書目録の作成など史料的环境をみずから整備したうえ

表1. 大谷吉継文書目録Ⅰ(天正11~17)

年 代	文書題名	充 所	内 容	史料名
-----	------	-----	-----	-----

南庵 したし 用なら ないと 谷盛 江 秀 なる 豊後 しか 縁で 大 一 もく で
庵 ま た し ら と 石 古 説 の 吉 なる 後 か で 一 う る で

通も「仍御兩所
判上者、重而御
の文書が失われ
本来添状であつ
文書であること
の傍らに在り、
近集団の一員し

しかし、刑部
給文書は確認す
吉継がその補け
れた結果であつ
る「千人斬り略
ていたことも影

ついで、天正
氏）制圧戦争に
も触れたが、幸
の戦争準備に關
一段落したか、
たか、いづれに
九州制圧戦争は
するが、翌天正
度の軍事行動が

尚々彼

御上之

態申入候、甘

郎殿、北国と

可給候、頼

恐々謹言、

十二日

大形

前田家の蔵

おりの地位と

考えてよいで

のとき敦賀に

の書状を吉継

西福寺も新城

禁制はその成

禁制

一、軍勢甲

一、山林伐

表2. 大谷吉継文書目録Ⅱ (天正17～慶長5)

年 代	文 書 題 名	存 所	内 容	出 处 名
-----	---------	-----	-----	-------

(一)に、而、目者、折紙、でき、役免、翌四、復(た)とは、理解、の上、出陣、○者、のみ、様の、戦争、ずこ

3(1594) 9.27	大谷吉継等連署状	岩屋某	米渡方	長野県立図書館文書
慶長 2(1597) 2.29	大谷吉継諸役免許状	川舟三郎左衛門		道川文書
2(1597) 7. 9	大谷吉継書状	島津義弘	陣中見舞	島津家文書
2(1597) 7.15	大谷吉継書状	新田孫兵衛	弔意(小早川隆景)	吉川家中并寺社文書
2(1597)11.17	大谷吉継禁制	敦賀永建寺		永建寺文書
3(1598) 6.29	大谷吉継書状	敦賀西福寺	見舞礼・検地配慮	西福寺文書
4(1599) 8.15	大谷吉継諸役免許状	高島屋伝右衛門		小宮山文書
4(1599)10. 2	大谷吉継書状	島津家久	上方動静	島津家文書
5(1600) 3.29	大谷吉継書状	桑山重晴	生塩鯛礼	護念寺文書
5(1600) 7.30	大谷吉継書状	真田昌幸・信繁	石田方へ勧誘	真田文書
5(1600) 8. 2	大谷吉継判物	蜂屋隆長	米渡し	道川文書
5(1600) 8. 2	大谷吉継禁制	(南条郡)今泉村		西野次郎兵衛家文書
年未詳 2.11	大谷吉継書状	大滝土佐守	奥州検地?	歴代古案
2.15	大谷吉継書状	川舟兵太郎	九州発向舟段取	奥富文書
3.11	大谷吉継等連署書状	佐々□□少将		和田文書
4.17	大谷吉継書状	高島屋伝右衛門	陣中見舞礼	小宮山文書
5. 4	大谷吉継添状	小早川隆景	端午祝帷子礼	小早川家文書
5.15	大谷吉継書状	広隆寺役者		広隆寺文書
5.21	大谷吉継書状	新田孫兵衛	物品?受取	吉川家中并寺社文書
6.22	大谷吉継書状	新田孫兵衛	薬種・医者差配	吉川家中并寺社文書
6.28	大谷吉継書状	高島屋伝右衛門	盆祝儀鱈礼	小宮山文書
8. 4	大谷吉継書状	高島屋・川舟	川舟差配	道川文書
8. 8	大谷吉継書状	高橋次郎兵衛他	川舟・高島屋米扶持	道川文書
9.21	大谷吉継書状	高橋次郎兵衛	昆布・菓子受取	道川文書
10. 8	大谷吉継書状	山中長俊		富岡文書
10.23	添状(黒)	小早川景	秀頼移使祝太刀礼	小早川家文書
12.11	大谷吉継書状	西福寺	住侶病氣見舞	西福寺文書
12.24	大谷吉継書状	西福寺	歳暮祝儀綿礼	西福寺文書
12.25	大谷吉継書状	川舟兵三郎	見舞海鼠礼	道川文書

添状連署者：石＝石田三成，増＝増田長盛，浅＝浅野長政，木＝木下吉隆，長＝長束正家，黒＝黒田孝高

		小早川隆景		小早川家文書
		蜂須賀		蜂須賀家文書
		長宗我部元親		武家事紀
20(1592) 6. 3	添状(石・増)	長宗我部元親		生駒家古文書
20(1592) 6. 6	大谷吉継書状	新田孫兵衛	吉継渡海・後事指示	吉川家中并寺社文書
20(1592) 7.27	添状(石・増・浅)	小早川隆景	朝鮮出兵	萩藩閥閥録
文禄 2(1593) 1.14	大谷吉継書状	鍋島直茂		直茂公譜考補
2(1593) 1.23	大谷吉継等連署書状	長束正家他		金井文書
2(1593) 2.27	大谷吉継等連署約状			吉川家文書
2(1593) 2.28	添状(石・増)	藤堂高虎		宗国史
2(1593) 4. 5	添状(石・増)	小早川隆景		小早川家文書
		立花宗茂		小早川家文書
		小早川秀包		小早川家文書
文禄 2(1593) 4. 5	添状(石・増)	高橋直次		小早川家文書
		毛利七郎兵衛尉		小早川家文書
2(1593) 4.20	添状(石・増)	立花宗茂		豊公遺文
2(1593) 5.21	添状(石・増)	吉川広家		吉川家文書
文禄 2(1593) 5.21	添状(石・増)	小早川隆景		小早川家文書
2(1593) 5.21	添状(石・増)	毛利輝元		毛利家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	島津又七郎	道服帷子下賜	永吉島津文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	島津義弘	馬下賜	島津家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	立花宗茂	道服帷子下賜	立花文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	伊藤民部大輔	道服帷子下賜	伊東系譜
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	鍋島直茂	馬下賜	鍋島文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	黒田長政	馬下賜	黒田文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	加藤清正	馬下賜	紀伊徳川文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	毛利輝元	馬下賜	毛利家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	小早川隆景	馬下賜	小早川家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	来島助兵衛尉	馬下賜	久留島家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	加藤左馬助	道服帷子下賜	水口加藤家文書
2(1593) 6. 2	添状(石・増)	藤堂高虎	道服帷子下賜	宗国史
2(1593)⑨.25	添状(石・増)	小早川隆景	陣中慰労	小早川家文書
2(1593)10.11	添状(木)	吉川広家	鮭礼	吉川家文書
2(1593)11.26	大谷吉継書状	敦賀西福寺良門	陣中見舞礼	西福寺文書
3(1594) 3. 6	大谷吉継伝馬扶持状	川舟兵衛三郎	伝馬遣わす	道川文書

く。添状として現れる秀吉に近侍した活動が影を潜め、相対的に敦賀支配に関わる文書と私信類が目立つようになるのである。慶長二（一五九七）年九月廿四日、秀吉は徳川家康らを伴ない吉継の伏見第を訪れたが、「刑少（吉継）久所労也、以為悪疾、五六年不出」（括弧内筆者）として、子息大田助が応接している。病気の進行もその背景に想定されよう。

以上のように、敦賀城主となった大谷吉継は、その初入りである天正一七年二月を除くと、朝鮮出兵準備にかかる天正一十九年冬から翌年初頭にかけての期間に敦賀入りした可能性を残すのみで、朝鮮から帰国して以降、はたして敦賀入りする機会が存在したかさえ確認できない。病気の進行のこともあり、みずからは京（伏見）あるいは大坂にあつて、領国支配を指揮していたのではなかったか。次に、吉継の領国支配の跡を辿りながら検証してみたい。

三 吉継の敦賀経営

吉継が敦賀入りしてからおこなった施策は、これまで述べてきたような軍事的な色彩を帯びたものばかりではない。¹⁵表3は、家わけの形式で吉継の敦賀支配に関係する文書を整理したものであるが、ここでは山論の裁許や年貢の収納、都市計画に関する指示など司法・行政面の活動を示す史料が主体となっている。おそらくこれらが吉継城主時代の民政を示す史料と考えてよい。

だろう。ただ、吉継が小田原に出陣した天正一八年奥州仕置が一段落した翌一十九年末までの期間、お上出陣する天正二〇年二月から、帰国し講和交渉の場た文禄二（一五九三）年までの期間、すなわち吉継く離れ、戦争の最中に有ったときでも、山論裁許の文書¹⁶が確認されていることは注意してよい。

もとより吉継の敦賀入りを迎えたのは蜂屋頼隆のであった。表3にも「蜂屋右京進隆長」の名が見え、「越前国府中郡在々高目録」（註（15））には、吉継として、ほかに「蜂屋市兵衛」「蜂屋又兵衛」の名もらく彼等は頼隆の一族であつて、表3に見える吉継にも頼隆の旧家臣が含まれるであろう。また、近世立（中世敦賀町の範囲から海浜部に拡大）も蜂屋時（一五七六）年から始められ、吉継もこの事業を受吉継は蜂屋時代の敦賀経営をまるごと継承したと考である。

吉継が敦賀に配置された理由はいうまでもなく天対外戦争へと向かう秀吉政権にとって、中国大陸にであり、北国の物資が集散し京・大坂への供給拠占る敦賀を万全に掌握することが、きわめて重要と判果にほかならない。しかし、軍事的圧力や生の暴力全な掌握ができるわけではない。天正一八年に一応

表3. 大谷吉継の敦賀支配

年 代	文 書 題 名	差 出	充 所	史 料 名
天正17(1589) 12.	大谷吉継禁制	刑部少輔	西福寺	西福寺文書
慶長 2(1597) 11. 11	大谷吉継禁制	刑部少輔	永建寺	永建寺文書
天正18(1590) 4. 14	下岡吉長・大江元勝連署定書（手浦・泉村山論につき扱書）	下岡勘四郎吉長・大江三右衛門尉元勝	手浦惣中	秦実文書
天正18(1590) 4. 29	佐久間政長等連署状（手浦・泉村論所留山につき）	宗策・佐与右政長・蜂右京隆長	西浦百姓中	
年未詳 3. 1	佐久間政長・意栢軒元朝連署状（手浦山林伐荒らし禁令）	佐久間与右衛門政長・意栢軒元朝	たのうら百姓中	
慶長 2(1597) 3. 8	寺田某・河上某連署状（塩手米賦課につき）	寺田久左衛門・河上半左衛門	手浦惣中	
2(1597) 2.	江良浦年貢米書上	刀禰・右近	河上半左衛門尉	刀禰春次郎文書
2(1597) 2.	江良浦塩年貢請状	刀禰・右近	河上半左衛門尉	
2(1597) 2.	江良浦塩年貢請状案	刀禰・右近	河上半左衛門尉・寺田久左衛門尉	
2(1597) 2.	江良浦村高指出	刀禰・右近	河上半左衛門尉	
2(1597) 2. 15	江良浦小物成指出	刀禰・右近	欠	
2(1597) 2.	江良浦惣中申状	江良惣中	若代彦左衛門尉・吉田伝三郎	
天正20(1592) 2. 3	大谷吉継諸役免許状	刑部	つるか川舟兵衛三郎	道川文書
21(1593) 5. 14 (ママ)	大谷吉継判物（敦賀津浜之町立）	刑部	はちや右京進（隆長）・佐久間与左衛門（政長）・意栢（元朝）・宗策（ママ）	
文禄 3(1594) 3. 6	大谷吉継伝馬扶持状	刑部	川舟兵衛三郎	
慶長 3(1598) 12. 11	若代彦左衛門尉・吉田半兵衛連署金子請取状（あめや与一家代金）	若代彦左衛門尉・吉田半兵衛	川舟三郎左衛門尉	
4(1599) 3. 18	若代彦左衛門尉・伊吹藤右衛門尉連署状（立石浦魚売買禁	若代彦左衛門尉・伊吹藤右衛門尉	河舟座・川野屋座	

年末詳	8. 4	大谷吉継書状（舟運行指示）	刑部	高島屋・川舟	
年末詳	8. 8	大谷吉継書状（米渡）	刑部	高橋次郎兵衛・井口六左衛門尉	
慶長 4 (1599)	8.15	大谷吉継諸役免許状	刑部		小宮山文書

（慶長三年）六月廿
西福寺

結局は別途の「才首
となく事は成就したよ
西福寺は一定の優遇措
ての検地奉行木村由信
「五左衛門」は若林五
していたことが『鹿苑
にあるように、吉継は
影響力行使を約してい
書状では、敦賀での療
と上洛を促すなど、格
西福寺ばかりではな
も贈答儀礼によつて吉
た。吉継から見れば、
寺社や商人等の動向を
な配慮も施していくこ
見える吉継家臣団が吉
通して吉継の政治的意

た山論は、敦賀
する手浦と敦賀
る清水（泉）村
論である。製塩
産業を背景とし
得るこうした争
提示し争論の熾
も、万全な掌握
であつた。

さらに、慶長
宮に関わる文書
うに見えること
詳となつている
の多くも、おそ
るだろう。『鹿苑
の動向を見ると、
賀に下向・滞在
わしくも感じられ
料も存在する。

以上
為歳暮之祝儀、

大形少

九日

御返報

」が効を奏して、吉
うだが、敦賀におけ
置を受けることにか
の約定も西福寺にの
左衛門尉で、京・大
日録』にも見える人
西福寺の請願を受け
た。その他、西福寺
養が困難であれば庖
段の配慮も見せてい
い。表2によれば、
継との間に意思疎通
こうした意思疎通に
知り、ときにその要
とができた。敦賀経
継の指揮のもとに機
思が執行されたので

ここ
けて
る伝
する
しみ
に、
だ数
病と
し上
こと
態に
様で
に一

註
(1)

(2)

(6)

(7)

(8)

(9)

時における民政の継続としてとらえておきたい。

(17) 『敦賀市史』通史編・上、四九〇頁。

(18) 『西福寺文書』二七九。

(19) 年代の判明している慶長以降の文書では、収集した限りではあるが、吉継の特徴ある花押が確認できない。私信類にも花押ではなく黒印が使用される傾向が強まることと病気の進行が関係していると思像しているが、年末詳文書の年代確定が充分でないので指摘にとどめる。

(20) 『西福寺文書』二七四。

(21) 『西福寺文書』二七五。

(22) 『鹿苑日録』慶長四年十一月廿二日条、同年十二月三〇日条、など。また、彼の名は前掲『越前国府中郡在々高目録』(註(15)参照)に給人として見える。

(23) 『西福寺文書』二七八。

(24) 氣比社をはじめ、旧敦賀町とその周辺に所在した寺社・商家に伝存していた古文書・記録類の多くが第二次世界大戦末期の敦賀空襲の災禍によって失われている。この失われた史料群のなかにも吉継との意思疎通を示す文書類があつただろうことをさらに考慮すべきでもあろう。

(25) 表3に見える武士のうち、蜂屋右京進(隆長・高橋次(二)郎兵衛・井口六左衛門尉・寺田久左衛門尉・若代彦左衛門尉・吉田半兵(一)衛、本文中で紹介した若林五左衛門尉は、「越前国府中郡在々高目録」(註(15)参照)に「御給人衆」として見える。河上半左衛門尉はじめ、その他の名は見えないが、給人

としての知行地が「府中郡」内に存在しなかったのであろう。